表紙

第４期豊橋市地域福祉計画概要版　（令和３年度～７年度）

令和３年３月　豊橋市

１ページ

計画策定の趣旨・背景

豊橋市では、平成17年3月に「豊橋市地域福祉計画」、平成23年3月に「第２期豊橋市地域福祉計画」、平成28年3月に「第３期豊橋市地域福祉計画」を策定し、地域福祉を推進することで、子どもから高齢者まで全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らすことを目指し、様々な施策を展開してきました。

しかし、団塊の世代の全ての人が75歳以上の後期高齢者となる2025年に向けて引き続き介護基盤の安定化を図っていくことや、子育てに関する不安や負担感、仕事と子育ての両立に係る困難は依然として大きな課題となっています。また、制度の狭間の課題や複合的な課題を抱える世帯等への支援が必要となっているものの、既存の制度では支援が難しい状況が見られます。

こうした状況を踏まえ、「第４期豊橋市地域福祉計画」は前計画までの施策を継承・発展し、福祉サービスの充実を進めるとともに、個別の福祉政策だけでは対応が困難な地域生活課題へ対応するため、市全体での「包括的な支援体制」づくりを進めることにより、「地域共生社会」の実現を目指して策定するものです。

計画の位置づけ

「第４期豊橋市地域福祉計画」は社会福祉法に基づき、地域福祉を推進するために必要な施策を体系化し、福祉の各分野において共通して取り組む事項や包括的支援体制の整備に関する事項を記載した計画であり、豊橋市社会福祉協議会が策定する「豊橋市地域福祉活動計画」や東三河広域連合が策定する「介護保険事業計画」と整合・連携を図りながら、施策を推進していきます。

また、この計画に再犯の防止等の推進計画に関する法律に基づく「豊橋市再犯防止推進計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「豊橋市成年後見制度利用促進計画」を包含し、一体的な支援体制の構築を図ります。

計画の期間

この計画は、令和３（2021）年度から令和７（2025）年度までの５年間を計画期間とします。

２ページ

計画の全体像

**【基本理念】**

**全ての人が関心を持って、お互いに支え合い、いきいきと暮らせる地域社会の実現**

**【計画の体系図】**

**基本理念**

**全ての人が関心を持って、お互いに支え合い、いきいきと暮らせる地域社会の実現**

基本目標１　支え合いの社会づくりに向けた市民意識の醸成と担い手づくり

基本方針１　地域福祉に関心を持つきっかけづくり

基本方針２　地域福祉の担い手の育成支援

基本方針３　地域住民による地域生活課題解決力の強化と体制整備

基本目標２　安全・安心に暮らせる地域づくり

基本方針１　誰もが暮らしやすい環境整備

基本方針２　災害時の支援体制の充実

基本方針３　権利擁護体制の充実

基本目標３　分野を越えて包括的に地域を支援する仕組みづくり

基本方針１　包括的な相談支援体制の充実

基本方針２　地域福祉活動への多様な主体の参加促進

３ページ

基本目標１

支え合いの社会づくりに向けた市民意識の醸成と担い手づくり

基本方針（１）

地域福祉に関心を持つきっかけづくり

自分の住む地域の福祉の在り方に対して理解と関心を持ち、住民一人ひとりが主役となってお互いを支え合う地域福祉を推進することができるよう、各種イベントや勉強会等を通して地域の構成員としての意識啓発を図ります。

行政・社協の取組み

**意識啓発に向けたイベントの開催、知る機会・学びの機会の提供など**

みんなのアクション

**地域で活躍する市民活動団体について知ろう！**

**自分たちの住む地域に関心を持ち、住みやすい地域づくりについて考えてみよう！**

基本方針（２）地域福祉の担い手の育成支援

地域福祉に貢献している人がいきいきと活動できるよう、活動支援や育成支援を行うとともに、地域福祉の新たな担い手育成のため、各種講座等を通して社会参加につなげる取組みの推進を図ります。

行政・社協の取組み

**講座による担い手の育成支援、**

**地域の活動の中心となる人材の育成・活動支援など**

みんなのアクション

**興味のあるボランティア講座を受講し、積極的に社会参加の機会を持とう！**

基本方針（３）　地域住民による地域生活課題解決力の強化と体制整備

地域住民が地域での困りごとを自らの課題として主体的にとらえ、支え合い、交流しながら課題解決を試みることができるよう、地域の体制強化を支援します。

行政・社協の取組み

**住民による地域福祉活動の機会の提供、**

**地域での交流活動のための拠点づくり・活動支援など**

みんなのアクション

**日常生活の様々な場面で、生活上困っている人を見つけたら、自分たちができることについて地域で相談してみよう。**

４ページ

基本目標２

安全・安心に暮らせる地域づくり

基本方針（１）

誰もが暮らしやすい環境整備

福祉サービスを必要とする人や、生きることに不安を抱えている人も安心して暮らしやすい地域をつくるため、ニーズに応じた支援ができる環境を整備します。

行政・社協の取組み

**住宅・就労確保への支援、**

**福祉サービスの質の向上と適切な情報提供など**

みんなのアクション

**日常生活に困りごとを抱えた時は、一人で抱え込まず、相談窓口を利用しよう！**

**さまざまな困難や背景を抱えた人を、地域で受け入れる意識を持つようにしよう！**

注釈　犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰に向けた「再犯の防止」に向けた取組みを含みます。基本方針（２）　災害時の支援体制の充実

災害時に地域の住民が助け合えるよう、地域住民の防災・げんさいに対する関心を高める取組みを進めます。

行政・社協の取組み

**避難行動要支援者登録台帳への登録推進、**

**地域ぐるみの防災活動の推進など**

みんなのアクション

**災害時はまず、「自分の命は自分で守る」という意識を持とう！**

**地域の防災活動へ積極的に参加しよう！災害時や緊急時に正確な情報を入手できる「豊橋ほっとメール」に登録しよう！**

基本方針（３）　権利擁護体制の充実

全ての人の人権が尊重される権利擁護体制を充実させるとともに、虐待・暴力の防止や早期解決に向けた取組みを進めます。

行政・社協の取組み

**権利擁護に関する支援体制の推進、**

**人権啓発の推進など**

みんなのアクション

**自分や身近な人のために権利擁護の制度について理解しておこう！**

**虐待や暴力の防止や早期発見のため、地域で見守りや声かけ活動をしよう！**

注釈　成年後見制度を安心して利用するための、制度の利用促進に向けた取組みを含みます。

５ページ

基本目標３

分野を越えて包括的に地域を支援する仕組みづくり

基本方針（１）

包括的な相談支援体制の充実

必要な支援がより適切に行えるよう、各相談支援機関のネットワークにおいて関係機関と連携した支援体制を強化するとともに、市全体における分野を越えた包括的な支援体制の整備を推進します。

行政・社協の取組み

**包括的な相談窓口の充実、**

**多様な機関が協働する相談支援体制の充実など**

みんなのアクション

**複雑な課題であっても相談窓口に話をして、アドバイスや支援を受けよう！**

**地域でも相談支援機関と連携・協力しながら課題の把握・対応をしていこう！**

注釈　豊橋市の「包括的支援体制」の整備に向けた取組みを含みます。

基本方針（２）　地域福祉活動への多様な主体の参加促進

地域住民や行政だけではなく、社会福祉法人や民間企業も含めた地域で福祉を支える様々な団体が主体となった地域福祉活動を支援します。

行政・社協の取組み

**社会福祉法人や民間企業等による公益的な取り組みの推進、**

**地域福祉を支える団体等が協働するためのネットワークの構築など**

みんなのアクション

**自分が働く場において地域のために貢献できることはなんだろう**

**行政、社会福祉法人、民間企業などのいろいろな主体と連携して地域福祉を進めよう！**

６ページ

豊橋市再犯防止推進計画

再犯防止に関する広報・啓発活動や、地域で更生保護に関わる活動を行う保護司会や更生保護女性会等の団体と協力して地域の再犯防止活動を推進し、犯罪をした人が再び犯罪をすることをなくすことで、地域住民の犯罪による被害を防止し、安全・安心に暮らせる社会を目指します。

豊橋市成年後見制度利用促進計画

豊橋市の成年後見制度の中核機関である「豊橋市成年後見支援センター」が広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援の４つの機能を果たし、また、判断能力が不十分な人を早期発見し、必要な支援につなげる「地域連携ネットワーク」を構成する「チーム」や「協議会」と適切に連携することで、希望する人が安心して成年後見制度を利用できる社会を目指します。

包括的支援体制の整備

複雑化・複合化している課題や制度の狭間の課題など、個別性の高い課題を抱える世帯・個人に対して必要に応じた支援を行うため、「包括的相談支援」、「多機関協働」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「参加支援」、「地域づくり」の５つの取り組みを豊橋市の現状に合わせて推進し、包括的な支援体制の整備を行います。

この計画の進め方

地域福祉の推進にあたっては、地域福祉を担う主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して主体的に取り組んでいくことが大切です。

裏表紙

**地域福祉とは**

地域において人々が安心して暮らせるよう、行政や福祉事業者が提供するサービスだけでなく、地域で暮らす住民相互の支え合い、助け合いにより、地域福祉の福祉課題に取り組んでいくこと。

**地域共生社会とは**

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成２８年６月２日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」で掲げられた。

奥付

第４期豊橋市地域福祉計画（概要版）

令和３年３月

発行：豊橋市　　編集：豊橋市福祉部福祉政策課

〒440-8501　豊橋市今橋町１番地

TEL：0532-51-2355　FAX：0532-56-2813